

平成22年度温室効果ガス算定方法検討会について

1. 背景・目的

気候変動枠組条約第4条及び関連する締約国会議決議により、附属書I締約国（いわゆる先進国）は、自国の温室効果ガスの排出・吸収目録（インベントリ）を作成し、条約事務局に毎年4月15日まで（遅くとも5月27日まで）に前々年のインベントリを提出することとされている。

附属書I締約国のうち京都議定書批准国が提出するインベントリについては、京都議定書第8条に基づき国連の審査が行われる。2008年度のインベントリから第一約束期間のインベントリ審査が始まっており、インベントリ国家制度（National System）が十分に機能しているかどうかについて、これまで以上に厳しく問われている。特に、QA/QC（品質保証・品質管理）が適切に実施されているかどうかを専門家レビューチーム（ERT）が重視する傾向が強まっている。

我が国では、平成10年度より「温室効果ガス排出量算定方法検討会」を設置し、インベントリの算定方法等について検討を行っている。昨年度は、排出係数や活動量等に関する精緻化の検討を行い、見直された算定方法に基づき2008年度のインベントリを算定し、昨年4月15日に条約事務局に提出した。

2009年度インベントリの算定に向け、昨年度の検討において情報の不足等の事情により見直しを見送った課題や、見直しは行ったものの引き続き精緻化に向けた検討が必要な課題のほか、今年度に新たに見つかった課題について、更なる検討を行うため、本年度も引き続き温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催する。

2. 検討事項

- ・ 排出量や活動量の算定方法等の精緻化
- ・ その他

3. 検討体制

温室効果ガス排出量算定方法検討会の下に設置した分野横断的な課題を検討するインベントリWG及び分野別の課題を検討する6つの分科会（エネルギー・工業プロセス分科会、運輸分科会、農業分科会、HFC等3ガス分科会、廃棄物分科会、森林等の吸収源分科会）において、引き続き、上記の課題解決等に向けた検討を行う。

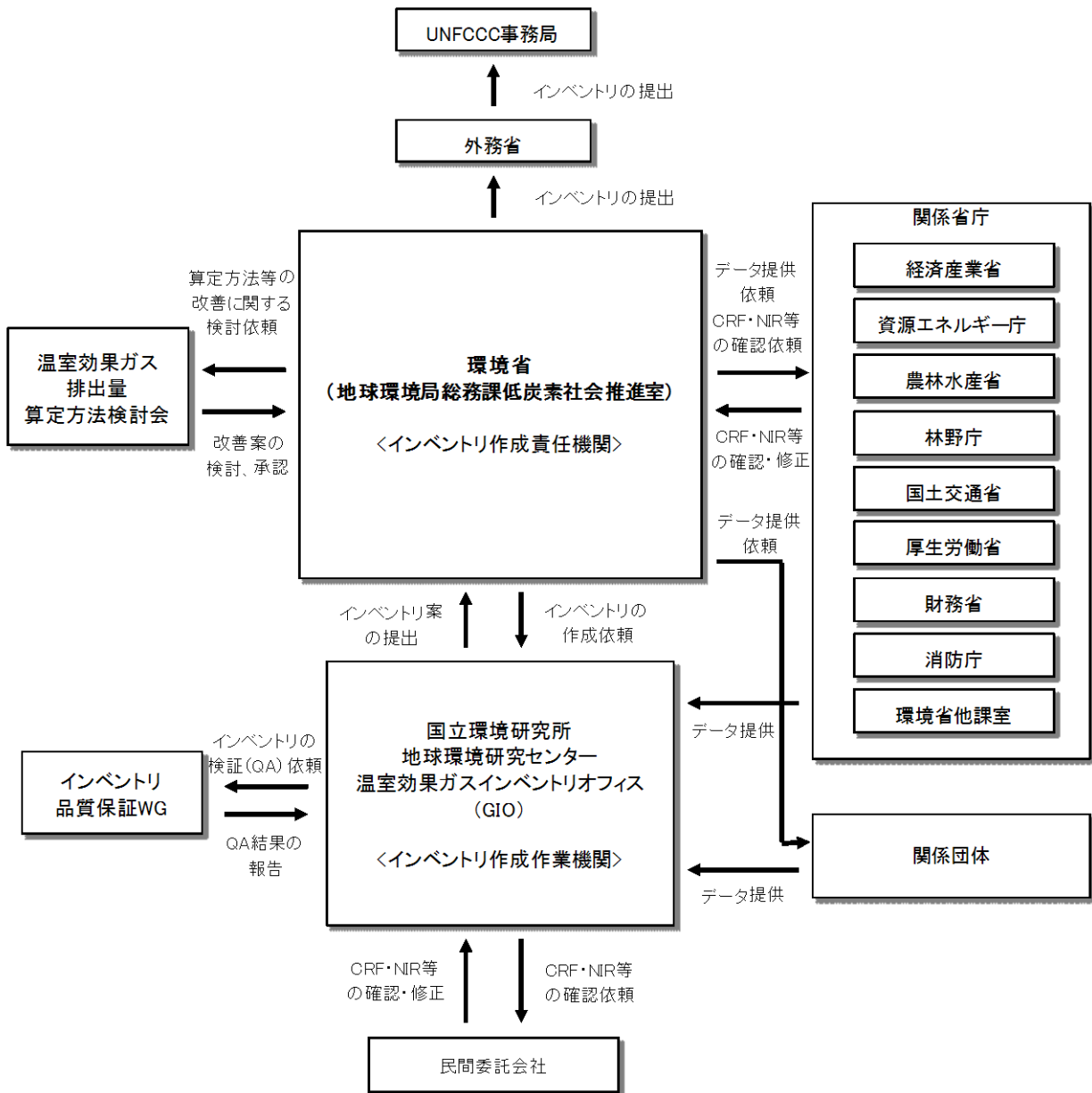


図 1 我が国のインベントリ作成体制
(平成 22 年 10 月の環境省組織令の改正を踏まえて更新)